

65歳以上の
高齢者対象



補聴器の購入費を補助します



難聴高齢者補聴器購入費補助事業

←東海市ウェブサイトで詳細をご確認いただけます。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- 申請時に65歳以上で東海市在住の方
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない方
- 指定医療機関において、要綱に規定された医師に補聴器の装用が必要であると判断された方
- 過去にこの事業で補助を受けたことがない方

※詳細は裏面又は東海市ウェブサイトをご確認ください。

補 助 額

補聴器購入費の1/2

ただし、補助金の限度額は、

◆住民税非課税世帯の方：50,000円

◆住民税課税世帯の方：25,000円

です。

注意

【申請先・問合せ先】

東海市 市民福祉部 高齢者支援課

◆所在地：東海市荒尾町西廻間2番地の1（しあわせ村内）

◆電 話：052-689-1600



手続きの流れ（申請期限：令和8年2月27日）

①申請書を入手

申請書、医師の意見書等の様式を高齢者支援課窓口や、市ウェブサイトで入手します。
※ この助成の申請はお一人一回限り（片耳・両耳問わず）です。

②医療機関を受診

指定医療機関を受診し、医師の意見書を作成してもらいます。
※ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師に限ります。
※ 意見書の発行料（文書料等）や受診料は補助対象外です。

③見積書を入手

補聴器の見積書を補聴器販売店で作成してもらいます。
※ 見積書は製造メーカーや品番等を記載したもの

④申請書類の提出 （R8.2.27まで）

申請書、医師の意見書、補聴器の見積書の3点を高齢者支援課へ提出します。（課税状況を確認できる資料を提出いただく場合があります。）

⑤申請結果の通知

補助を受けられる場合は、「交付内定通知書」が送付されます。
補助を受けられない場合は、「申請却下通知書」が送付されます。

⑥補聴器の購入

交付内定通知書が届いたら、補聴器を購入します。
※ 交付内定通知書が届く前の購入は、補助の対象外です。

⑦完了届等の提出 （R8.3.31まで）

完了届、請求書、購入した補聴器の領収書の写しの3点を高齢者支援課に提出します。

⑧補助金の受取

審査で適正と判断された場合、補助金の額の確定通知書が送付され、指定口座に補助金が振り込まれます。

指定医療機関	住 所
耳鼻咽喉科 宮澤クリニック	荒尾町山王11番地
なかむら耳鼻科クリニック	荒尾町後山28番地
もたい耳鼻咽喉科	富木島町伏見2丁目14番地の11
池田耳鼻咽喉科	大田町後田1037番地
公立西知多総合病院	中ノ池三丁目1番地の1
ふくおか耳鼻咽喉科	加木屋町二丁目224番地の2

